

労災認定の要件（労働時間の評価の目安）について

1 脳・心臓疾患の認定基準（厚生労働省：平成 13 年 12 月）より

【認定要件】

次の(1)、(2)又は(3)の業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、労基則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱う。

- (1) 発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと（異常な出来事）。
- (2) 発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと（短期間の過重業務）。
- (3) 発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと（長期間の過重業務）。

【長期間の過重業務について】

○ 疲労の蓄積の考え方

恒常的な長時間労働等の負荷が長期間にわたって作用した場合には、疲労の蓄積が生じ、これが血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ、その結果、脳・心臓疾患を発症させることがある。

このことから、発症との関連性において、業務の過重性を評価するに当たっては、発症時における疲労の蓄積がどの程度であったかという観点から判断することとする。

○ 過重負荷の有無の判断

疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられる労働時間に着目すると、その時間が長いほど、業務の過重性が増すところであり、具体的には、発症日を起点とした1か月単位の連続した期間をみて、

- (1) 発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いがおおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できること
- (2) 発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえて判断すること。

2 心理的負荷による精神障害の認定基準（厚生労働省：平成 23 年 12 月）より

【認定要件】

- (1) 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- (2) 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね 6 か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
- (3) 業務以外の心理的負荷や個体的要因により発病したとは認められないこと

【業務による強い心理的負荷について】

長時間労働に従事することも精神障害発病の原因となり得ることから、長時間労働を次の 3 通りの視点から評価する。

- (1) 「特別な出来事」としての「極度の長時間労働」
発病直前の極めて長い労働時間を評価する。

【「強」になる例】

- ・発病直前の 1 か月におおむね 160 時間以上の時間外労働を行った場合
- ・発病直前の 3 週間におおむね 120 時間以上の時間外労働を行った場合

- (2) 「出来事」としての長時間労働

発病前の 1 か月から 3 か月間の長時間労働を出来事として評価する。

【「強」になる例】

- ・発病直前の 2 か月間連続して 1 月当たりおおむね 120 時間以上の時間外労働を行った場合
- ・発病直前の 3 か月間連続して 1 月当たりおおむね 100 時間以上の時間外労働を行った場合

- (3) 他の出来事と関連した長時間労働

出来事が発生した前や後に恒常的な長時間労働（月 100 時間程度の時間外労働）があった場合、心理的負荷の強度を修正する要素として評価する。

【「強」になる例】

- ・転勤して新たな業務に従事し、その後月 100 時間程度の時間外労働を行った場合

上記の時間外労働時間数は目安であり、この基準に至らない場合でも、心理的負荷を「強」と判断することがある。

※ ここでの「時間外労働」は、週 40 時間を超える労働時間をいう。

愛知県の公務外災害認定処分に関わる訴訟における教員の勤務実態

平成27年2月26日に最高裁判所で公務上の災害として認定する決定が下された、豊橋市立石巻中学校教諭の勤務実態は、以下のとおりである。(判例により作成)

1 中学校の勤務時間

- 所定勤務時間：午前8時10分から午後4時55分
- 休憩時間：午後1時15分から午後1時30分
午後4時10分から午後4時40分
- 休息時間：午前中15分
午後4時40分から午後4時55分

2 裁判で認められた教員のおおむねの公務に従事していた時間帯

(1) 平日の勤務（夏休み及び春休み期間中を除く。）>

- (ア) 陸上部の朝練の指導：午前7時20分から午前8時
- (イ) 教科指導及び学校事務等 午前8時10分から午後3時55分
＜陸上部の夕練がないときは、午後4時55分まで学校事務等＞
- (ウ) 陸上部の夕練の指導：午後4時から午後6時30分ころ
- (エ) 教材研究等：夕練の指導終了後から午後7時30分
＜労働時間表に拘束時間を20：00まで記載した日は、午後8時まで教材研究等を行っていた。＞
- (オ) 休憩時間 45分

(2) 土日の勤務

土曜日 陸上部の部活指導：午前7時30分又は午前8時から正午

(3) 夏休み中の勤務

(ア) 午前練習の日

- ① 陸上部の部活指導 午前7時20分から正午
- ② 教材研究等ないし学校祭の準備 午後1時から午後4時55分
(ただし、勤務日のみ。)

(イ) 一日練習の日

- ① 午前の練習：午前7時20分から午前10時
- ② 勉強の指導：午前10時から午前11時
- ③ 水泳の指導：午前11時から午後0時
- ④ 昼食：午後0時から午後1時
- ⑤ 勉強またはレクリエーション：午後2時から午後4時
- ⑥ 夕練の指導：午後4時から午後6時30分

(4) 春休み中の勤務

(ア) 平日

① 部活指導：午前7時20分から午前8時

ただし、午前9時又は午前10時30分までの日もあった。

② 学校事務等：午前8時から午後4時55分又は午後6時30分

(イ) 土日 部活指導：午前7時から午前10時

3 裁判で認められた本件脳出血が発症する前6か月間の時間外労働時間の集計

① 発症前1か月：63時間30分（他に地域クラブ22時間40分）

② 発症前2か月：85時間00分（他に地域クラブ12時間10分）

③ 発症前3か月：80時間25分（他に地域クラブ34時間10分）

④ 発症前4か月：72時間40分（他に地域クラブ28時間20分）

⑤ 発症前5か月：54時間25分（他に地域クラブ27時間00分）

⑥ 発症前6か月：67時間35分（他に地域クラブ4時間30分）

※「地域クラブ」…豊橋市では、2002年度から日曜日の部活動が禁止され、それに代わる「地域クラブ」が設立された。

教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移（全国・愛知県）

【全国】

教育職員の精神疾患による病気休職者数（平成26年度）

○教育職員(※)の精神疾患による病気休職者数は、5,045人(全教育職員数の0.55%)で、平成19年度以降、5,000人前後で推移。

(※)公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員（総計919,253人(平成26年5月1日現在)）

○試し出勤等の復職支援に全教育委員会(67教委)が取り組み、復職後のフォローアップ(53教委)(参考:25年度 52教委)等に取り組む教育委員会も増加。

※教育職員の精神疾患による病気休職者数等の推移（平成17年度～平成26年度）



【愛知県】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人数(人)	195	185	204	182	166	221	229	183	220
割合(%)	0.54	0.51	0.55	0.49	0.44	0.58	0.60	0.48	0.57
全国の割合(%)	0.51	0.55	0.59	0.59	0.59	0.57	0.54	0.55	0.55

【精神疾患による休職者の割合の推移】

